

そうじゃ総合教育会議の運営について

平成27年4月2日

- 1 そうじゃ総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に規定するもののほか、必要な事項はこの会議で定める。

(設置)

- 2 市長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議等を行うため、会議を設ける。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

- 3 会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

会議には、庁議の構成員、教育委員会の各課長、学校長・幼稚園長等を出席させることができる。

(会議)

- 4 会議は、市長が招集する。

- 5 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

- 6 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

- 7 会議の招集を行った場合には、市長は、直ちに会議開催の場所及び日時、調整・協議内容を告示するものとする。

- 8 教育委員会は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに市長に届け出なければならない。
- 9 会議は、市長が主催する。
- 10 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めたとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。
- 11 会議は、年2回程度の開催を基本とする。加えて、年2回程度の校園長会との協議の場、年2回程度の校長会役員等との意見交換の場を設定する。
また、大綱の策定、緊急事態の発生ときは、別に会議を開催する。
- 12 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議録)

- 13 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 14 会議録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(事務局)

- 15 事務局は、総合政策部とする。

(その他)

- 16 ここに定めるもののほか、会議の運営に関し、追加・修正すべきことが生じた場合には、その都度会議で定める。